

別表（第8条関係）

1 行為の許可に係る使用料：惣三郎沼公園

使用の行為の区分	使用料		
行商等これに類する行為	1人につき	1日	210円
業としての写真の撮影	1人につき	1日	310円
業としての映画等の撮影	1日につき		4,400円
興行	500平方メートル	1日	11,000円
競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する集会、催し	入場料を徴収する場合	1平方メートルにつき	1日 20円
	入場料を徴収しない場合	1平方メートルにつき	1日 10円
その他の行為	1平方メートルにつき	1日	20円

備考

*管理棟に関しては、無料。

2 占用の許可に係る使用料：惣三郎沼公園

占有期間の区分	使用料	
占有期間が1年のとき	1平方メートルにつき	1年 100円
占有期間が1年未満のとき	1平方メートルにつき	1月 10円